

(案)

**諮問第82号の答申
国民生活基礎調査の変更について**

本委員会は、諮問第82号による国民生活基礎調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更**(1) 承認の適否**

平成27年9月25日付け厚生労働省発統0925第2号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について(申請)」(以下「本申請」という。)について審査した結果、以下のとおり、統計法(平成19年法律第53号)第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「国民生活基礎調査」(基幹統計調査。以下「本調査」という。)の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等**ア 報告を求める事項の変更****(ア) 「世帯を離れている者の人数」の変更**

本申請では、世帯票の世帯を離れている者の人数に係る調査事項について、以下のとおり(図1参照)、変更する計画である。

- ① これまで社会福祉施設の入所者に包含して把握していた障害者支援施設の入所者を区分して把握するための選択肢を追加する。
- ② 上記①に伴い、「社会福祉施設に入所している者がいる」場合について、「3 老人福祉施設に入所している者がいる」「4 障害者支援施設に入所している者がいる」及び「5 3,4以外の社会福祉施設に入所している者がいる」の3区分から選択する形式に変更する。

これらについては、老人福祉施設^(注1)を除く社会福祉施設の入所者のうち、障害者支援施設^(注2)の入所者が6割^(注3)を超えていることを踏まえ、同施設に障害者を入所させている世帯を区分して把握することにより、別途把握する当該世帯の状況(世帯主の状況、家計支出額及び入所者への仕送り額等)等との分析が可能となり、当該世帯に対する支援方策の検討に資するものと認められることから、適当である。

(注) 1 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)等の改正法(平成24年4月施行)の改正前の旧身体障害者福祉法(昭和

24年法律第283号)による身体障害者更生援護施設(肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設)や旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設(知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設)等をいう。

- 3 厚生労働省所管の一般統計調査である社会福祉施設等調査(平成25年調査)及び介護サービス施設・事業所調査(平成26年調査)の結果によると、老人福祉施設を除く社会福祉施設の入所者数は約20万3000人であり、このうち障害者支援施設の入所者数は約12万4500人となっている。

図 1

変更案

質問2 現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒にお住まいで生計を共にしていた方がいる場合は、**あてはまるすべての番号に○をつけ、それぞれの人数を記入してください(いない場合は、7に○をつけてください)。**

1 単身赴任で世帯を離れている者がいる	→	□	人	※ 1～6に該当する方は、この調査の世帯員とはなりませんので、質問1の人数には含めないでください。 裏面に続きます。
2 学業のため世帯を離れている者がいる	→	□	人	
社会福祉施設に入所している者がいる				
3 老人福祉施設に入所している者がいる	→	□	人	
4 障害者支援施設に入所している者がいる	→	□	人	
5 3,4以外の社会福祉施設に入所している者がいる	→	□	人	
6 病院に長期入院している(住民登録を病院に移している。)者がいる	→	□	人	
7 1～6の者はいない				

裏面に続きます。

現行

質問2 現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒にお住まいで生計を共にしていた方がいる場合は、**あてはまるすべての番号に○をつけ、それぞれの人数を記入してください(いない場合は、6に○をつけてください)。**

1 単身赴任で世帯を離れている者がいる	→	□	人	※ 1～5に該当する方は、この調査の世帯員とはなりませんので、質問1の人数には含めないでください。 裏面に続きます。
2 学業のため世帯を離れている者がいる	→	□	人	
3 老人福祉施設に入所している者がいる	→	□	人	
4 社会福祉施設(老人福祉施設を除く。)に入所している者がいる	→	□	人	
5 病院に長期入院している(住民登録を病院に移している。)者がいる	→	□	人	
6 1～5の者はいない				

裏面に続きます。

(イ) 「乳幼児(小学校入学前)の保育状況」の変更

本申請では、世帯票の乳幼児(小学校入学前)の保育状況に係る調査事項について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の改正により、平成27年4月から就学前教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園が創設され、認定こども園制度が拡充されたことに伴い、以下のとおり(図2参照)、「認定こども園」の選択肢を追加する計画である。

これについては、認定こども園制度の改正に伴い、認定こども園への通園者の増加が今後見込まれる中、小学校入学前の乳幼児の保育状況のよりの確な把握に資するものと認められることから、適当である。

図 2

変更案									
<p>質問8 乳幼児(小学校入学前)の保育状況 日中に保育をしている方及び乳幼児が通所・通園している施設のすべての番号に○をつけてください。</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 乳幼児の父母</td> <td>5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>2 乳幼児の祖父母</td> <td>6 認定こども園</td> </tr> <tr> <td>3 認可保育所</td> <td>7 その他</td> </tr> <tr> <td>4 認可外保育施設</td> <td></td> </tr> </table>	1 乳幼児の父母	5 幼稚園	2 乳幼児の祖父母	6 認定こども園	3 認可保育所	7 その他	4 認可外保育施設	
1 乳幼児の父母	5 幼稚園								
2 乳幼児の祖父母	6 認定こども園								
3 認可保育所	7 その他								
4 認可外保育施設									
現 行									
<p>質問8 乳幼児(小学校入学前)の保育状況 日中に保育をしている方及び乳幼児が通所・通園している施設のすべての番号に○をつけてください。</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 乳幼児の父母</td> <td>5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>2 乳幼児の祖父母</td> <td>6 その他</td> </tr> <tr> <td>3 認可保育所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 認可外保育施設</td> <td></td> </tr> </table>	1 乳幼児の父母	5 幼稚園	2 乳幼児の祖父母	6 その他	3 認可保育所		4 認可外保育施設	
1 乳幼児の父母	5 幼稚園								
2 乳幼児の祖父母	6 その他								
3 認可保育所									
4 認可外保育施設									

(ウ) 「教育」の変更

本申請では、世帯票の教育に係る調査事項について、以下のとおり（図 3 参照）、変更する計画である。

- ① 「小学・中学」及び「高校・旧制中」に現在在学中又は最終卒業学校が当該学校である者のうち、「特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は最終卒業学校が当該学校等である者を把握する選択肢を追加する。
- ② 上記①に伴い、報告者が回答するに当たって紛れが生じないように設問文に注釈を追加する。

これらについては、世帯票の「勤めか自営かの別」及び「勤め先での呼称」により把握したデータとクロス集計することにより、最終学歴が特別支援学校・特別支援学級である障害者の就業状況のみならず、障害者本人及びその家族の状況等を把握することが可能となり、今後、障害者自身の自立支援や障害者のいる世帯への支援方策の検討に資するものと認められることから、適当である。

図 3

変更案													
<p>質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校(中途退学をした方はその前の学校)についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含めません。 ・「1 小学・中学」又は「2 高校・旧制中」に○をつけた方で「1 特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した方はこちらにも○をつけてください。</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 在学中</td> <td rowspan="2">}</td> <td>1 小学・中学</td> <td rowspan="6">}</td> <td rowspan="6">1 特別支援学校・ 特別支援学級</td> </tr> <tr> <td>2 卒業</td> <td>2 高校・旧制中</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 在学した ことがない</td> <td>3 専門学校</td> </tr> <tr> <td>4 短大・高専</td> </tr> <tr> <td>5 大学</td> </tr> <tr> <td>6 大学院</td> </tr> </table>	1 在学中	}	1 小学・中学	}	1 特別支援学校・ 特別支援学級	2 卒業	2 高校・旧制中	3 在学した ことがない	3 専門学校	4 短大・高専	5 大学	6 大学院
1 在学中	}	1 小学・中学		}			1 特別支援学校・ 特別支援学級						
2 卒業		2 高校・旧制中											
3 在学した ことがない	3 専門学校												
	4 短大・高専												
	5 大学												
	6 大学院												
現 行													
<p>質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校(中途退学をした方はその前の学校)についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含めません。</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 在学中</td> <td rowspan="2">}</td> <td>1 小学・中学</td> <td rowspan="6">}</td> </tr> <tr> <td>2 卒業</td> <td>2 高校・旧制中</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 在学した ことがない</td> <td>3 専門学校</td> </tr> <tr> <td>4 短大・高専</td> </tr> <tr> <td>5 大学</td> </tr> <tr> <td>6 大学院</td> </tr> </table>	1 在学中	}	1 小学・中学	}	2 卒業	2 高校・旧制中	3 在学した ことがない	3 専門学校	4 短大・高専	5 大学	6 大学院	
1 在学中	}	1 小学・中学		}									
2 卒業		2 高校・旧制中											
3 在学した ことがない	3 専門学校												
	4 短大・高専												
	5 大学												
	6 大学院												

(エ) 「飲酒の状況」の変更

本申請では、健康票の飲酒の状況に係る調査事項について、1日当たりの飲酒量を清酒に換算して把握するに当たり、以下のとおり（図4参照）、目安となる清酒のアルコール度数を明示するとともに、清酒1合に相当する他のアルコール飲料の量・度数の記載内容を変更する計画である。

これについては、公益社団法人アルコール健康医学協会が示しているアルコール摂取量の例示に準じて明示・変更するものであり、報告者にとっての分かりやすさ・記入のしやすさに配慮したものと認められることから、適当である。

図4

変更案

補問12-1 お酒を飲む日は1日あたり、どのくらいの量を飲みますか。
清酒に換算し、あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 1合(180ml)未満	4 3合以上4合(720ml)未満
2 1合以上2合(360ml)未満	5 4合以上5合(900ml)未満
3 2合以上3合(540ml)未満	6 5合(900ml)以上

※清酒1合(アルコール度数15度・180ml)は、次の量にほぼ相当
 ビール中瓶1本(同5度・500ml)、焼酎0.6合(同25度・約110ml)、ワイン1/4本(同14度・約180ml)、
 ウイスキーダブル1杯(同43度・60ml)、缶チューハイ1.5缶(同5度・約520ml)

現 行

補問12-1 お酒を飲む日は1日あたり、どのくらいの量を飲みますか。
清酒に換算し、あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 1合(180ml)未満	4 3合以上4合(720ml)未満
2 1合以上2合(360ml)未満	5 4合以上5合(900ml)未満
3 2合以上3合(540ml)未満	6 5合(900ml)以上

※清酒1合(180ml)は、次の量にほぼ相当
 ビール・発泡酒中瓶1本(約500ml)、焼酎20度(135ml)、焼酎25度(110ml)、
 焼酎35度(80ml)、チューハイ7度(350ml)、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)

(オ) 「健診等の受診状況等」の変更

本申請では、健康票の健診等の受診状況等に係る調査事項について、過去1年間に健康診査等（健康診断、健康診査及び人間ドック。以下「健診等」という。）を受けた者について、以下のとおり（図5参照）、どのような機会に健診等を受診したかを把握する設問を追加する計画である。

今回追加することとしている設問については、前々回の大規模調査である平成22年調査までは同様の設問により受診機会を把握していたものであるが、前回の大規模調査の25年調査において報告者負担の軽減を図るため削除したものである。

しかしながら、これについては、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中短期工程表において、健診受診率に係る成果目標（2020年までに80%（特定健康診査^{（注）}を含む。））が掲げられたことから、当該目標の達成に向け、受診機会の傾向を把握し、別途把握する「未受診の理由」のデータと合わせて分析を行う上で必要な情報であり、普及啓発を行うべき対象や手法

等、受診率向上に向けたより実効性のある対策の検討に資するものと認められることから、やむを得ないものとする。

(注) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定に基づき、医療保険者は、当該年度の4月1日現在における加入者(被保険者及び被扶養者)であって、当該年度において40歳以上74歳以下の者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診を行うこととされている。ただし、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき事業主が実施する健診には特定健康診査の項目が含まれていることから、医療保険者がその結果を事業主等から受領できる場合は、別途、特定健康診査を受ける必要はないとされている。

ただし、選択肢の「2 勤め先、又は健康保険組合等が実施した健診」については、家族の勤め先が実施した健診等を受診する場合があることから、以下のとおり(図6参照)、修正する必要があることを指摘する。

図 5

